

守れるか企業の信用、どうなる通報者の権利

内部告発・内部通報

—その「光」と「影」—

弁護士 山口利昭 著



A5判 280頁
定価 2,100円
(本体2,000円+税5%)
ISBN978-4-8065-2857-9
送料実費

消費者庁時代の 公益通報者保護法・内部通報制度

企業の不祥事の発覚には、「内部告発」がきっかけとなる場合が少なくありません。一端告発されると、行政による調査が突然開始され、またマスコミによる不祥事報道が始まってしまいます。

このような「不祥事」は、どんなに内部統制を構築していても発生するものです。むしろ「不祥事」が発生した場合に、企業がどのように立ち向かうのか、その姿勢こそ消費者や投資家、取引先から注目されるのです。しかし、この時の企業の行動が許されないものであれば、いわゆる「二次不祥事」を招き、最初の不祥事よりも大きく報道され、企業の持続的な成長にとっての「命取り」となるのです。

このような内部告発による企業存亡のリスクを管理するためには、企業はできるだけ不正事実を社内で受けとめ、そして自ら隠ぺいすることなく公表し、その是正に努めるべきであるといえます。

また、公益通報者保護法が制定され、すでに4年が経過しており、この間に、公益通報者保護制度の主管も消費者庁と変わっています。これからは企業の目線ではなく、消費者の目線で内部通報・内部告発を語る時代になってきているといえます。

このような環境の変化の中、本書は、内部告発への対処、内部通報制度の整備・運用方法について、「どうすれば役職員が安心して内部通報制度を利用できるのか」という企業側からはもちろん、「どうすれば内部告発によって報復や制裁を受けずにすむか」といった企業の従業員の視点からも書かれています。内部通報制度、内部告発の実務上の課題を解決するために必読の書です。

はじめに

第1章 企業社会と内部通報、内部告発

- ・内部通報制度と企業コンプライアンス
- ・内部通報制度と「情報と伝達」
- ・企業社会における内部告発、内部通報の実例(ニチアス性能偽装事件／横浜市大医学部事件／大阪トヨタ事件／小糸工業性能偽装事件／ダイキン工業不適切会計処理事件／オリンパス社員引き抜き事件／NOVA事件／三菱重工神戸造船所事件／NEXCO東日本熊坂トンネル事件／神奈川スケートリンク事件)
- ・これからの内部通報、内部告発の取扱について

第2章 代表的な判例からみた内部通報、内部告発の実務的な課題

- ・はじめに
- ・内部告発者の証拠の確保に関する問題(宮崎信用金庫事件)
- ・内部告発者の証拠の確保に関する問題
- ・通報の真実性に関する課題(いずみ市民生協事件)
- ・内部告発の目的の正当性(思誠会富里病院事件)
- ・「解雇権濫用の法理」について
- ・内部告発への制裁行為の違法性(トナミ運輸事件)

第3章 公益通報者保護法の概要

- ・はじめに
- ・公益通報者保護法の目的
- ・公益通報者保護法の意義
- ・「公益通報」とは何か
- ・「通報対象事実」とは何か?

- ・労働者が保護される内容
- ・通報はどこに行うのか?
- ・通報を受けた会社は何をすべきか?
- ・公益通報者保護法に対する附帯決議からみた見直しへの課題

第4章 消費者行政と公益通報者保護制度・内部通報制度

- ・はじめに
- ・消費者庁関連三法(①消費者庁等設置法／②消費者庁等設置に関する整備法／③消費者安全法)
- ・企業からみた消費者安全法
- ・消費者安全法と内部通報制度、公益通報者保護法制の関連
- ・消費者行政に公益通報者保護制度内部通報制度をどう活かすのか
- ・製品事故対応におけるコンプライアンス体制見直しのポイント

第5章 内部通報制度の現状と実務

- ・はじめに
- ・内部通報制度の目的
- ・内部通報制度の初動対応
- ・通報受理後の情報管理と調査活動
- ・刑事告訴を要するケースの社内調査
- ・社内調査後の対応について
- ・グループ企業総合窓口の設置
- ・内部通報制度に対する平時の備え

第6章 内部告発者に対する制裁と防止策

- ・はじめに
- ・具体的な事例のみでみる「報復と制裁」
- ・内部告発が増加している理由
- ・告発のリスクー制裁、告発者の特定、刑事罰など
- ・告発者保護の課題
- ・会社における取組のポイント
- ・公益通報者保護制度改正にむけて

- ・内部告発者への報復・制裁が問題とされた判決から学ぶ

第7章 パワハラ・セクハラ防止に向けた企業の対応

- ・はじめに
- ・パワハラの現状について
- ・セクハラの現状について
- ・企業におけるリスク管理としての視点
- ・セクハラ・パワハラのリスク管理における相違点
- ・企業におけるセクハラ・パワハラ問題への取組みの現状と課題
- ・セクハラ・パワハラについて企業の取組における留意点
- ・セクハラ・パワハラ調査における留意点ー判例から学ぶ
- ・セクハラ・パワハラ調査における留意点ー通報窓口業務経験から

第8章 不祥事の公表・調査実務

～内部通報を発端とするケースについて～

- ・はじめに
- ・世間の常識と会社の常識のズレ
- ・社内窓口への通報こそ「会社が不祥事を知ったとき」
- ・取締役の不祥事調査義務「ひとつの通報では調査は完結しない」
- ・取締役の不祥事公表義務
- ・社内における不祥事情報の滞留こそ命取り
- ・内部通報と調査のレベル(社内調査の実務)

関係法令・参考資料
 公益通報者保護法
 労働契約法
 参考資料
 索引

申 込 書

ご注文日 年 月 日

内部告発・内部通報 —その「光」と「影」— を 購入します。

会社名	部課名
ご住所 〒	
電 話	ご担当者
FAX	

お客様の情報は、商品や請求書の発送、新刊書やセミナー・説明会等の各種ご案内などの当会事業活動に限って使用させて頂いております。お客様の情報の変更・訂正・削除が必要な場合及び各種ご案内が不要の場合は、下記までご連絡下さい。

申込先 **FAX : 03-3535-4884**

財団法人経済産業調査会
 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9
 電話03-3535-4882